

組合員の皆様へ

こんな時は、土地改良区への届出が必要です！

農地の権利異動に伴う、賃貸借契約や解約・売買等について、農業委員会で変更手続きを行う際には、土地改良区にも届け出をお願いします。

組合員の皆様から、届け出いただかないと権利異動は変更されず、従来の組合員に賦課金が課せられてしまう等のトラブルが発生する恐れがあります。（重要）

組合員の資格等に変更があった時

- 組合員が死亡した場合
- 経営移譲した場合
- 農地を賃貸借契約、解約した場合
- 農地の売買、贈与、交換等により名義が変更された場合

- 組合員の住所が変更された場合

➡ **組合員資格得喪通知書**を提出して下さい！！

➡ **住所変更届**を提出して下さい！！

農地を転用する時

- 農地を宅地など農地以外に転用する場合
 - 農地が道路などの公共用地で買収された場合
- ※地区除外には決済金がかかります。

➡ **農地転用等の通知及び意見書の交付願**いを提出して下さい！！

農地を果樹栽培からぶどう栽培等に変更する時

- りんご等の果樹栽培から、ぶどう栽培等に変更する場合
- りんごの木等を抜根する場合等

➡ **棚新設・改植・抜根・掘削・畑かん施設変更届**を提出して下さい！！

※りんご等の樹上散水からぶどう棚の棚下散水に変更する場合、棚下用散水施設（スプリンクラー）を1本増設することが認められておりますが、その場合の部材及び配管等の工事費につきましては、申請者の負担となります。

農業用施設を建設する時

- 農業用施設（200㎡未満）を農地に建てる場合

※農業委員会への届け出を行う前に、必ず土地改良区へ連絡をお願いします。

➡ **施設建設申請書**を提出して下さい！！

- 届け出用紙は、事務局にあります。又、ホームページからも印刷出来ます。
- その他不明な点がございましたら、事務局までご連絡願います。

お問い合わせ先

長野県中野土地改良区事務局

（中野市大字豊津2508番地 豊田庁舎内）

〒 389-2101

TEL 0269-38-0656（代表）

FAX 0269-38-0619

—ホームページをご利用下さい—

当日の散水の有無、ご自分の畑はどの工区なのか、散水時間は何時なのか等の確認が出来ますので、是非ご活用願います。

パソコン・スマートフォンともに

はたかんに

中野で検索願います。